

第4章 地域生活移行についての数値目標の設定と取組施策

障害のある人の自立に向けた支援を着実かつ計画的に推進していくためには、福祉施設入所者の地域生活への移行や福祉施設からの一般就労への移行など、個別具体的な数値目標の設定とその達成状況の把握を適切に行う必要があります。

本計画では、平成26年度を目標として、具体的な数値目標を次のとおり設定します。

なお、国の改正基本指針では、第1期計画及び第2期計画で示した数値目標の設定の考え方を一部変更したため、県もこれに即して第3期計画においては下記のとおり数値目標を設定し、その目標の達成に向けた取組を進めていきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害のある人がそれぞれのニーズに合わせて、地域で自立した生活をするため、入所施設から地域生活への移行を積極的に進めていきます。

なお、ここでいう地域生活への移行とは、入所者が施設を退所し、生活の場を共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移ることなどを指します。

また、その対象となる施設は、長期の入所が常態化していた旧体系の身体障害者療護施設（入所）、身体障害者授産施設（入所）、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）から移行した障害者支援施設（訓練入所を除く。）とします。

(1) 第1期、第2期計画の評価

平成21年度及び平成22年度に地域生活へ移行した人は、それぞれ33施設80人、23施設39人であり、平成20年度をピークに減少傾向にあります。

地域生活移行者数は、目標を下回っています。これは、グループホームやケアホームなど地域における住まいの場が十分整備されていないこと、グループホームやケアホームにおける家賃補助など地域生活を支えていく仕組みや、障害の重い人が地域で安心して暮らすための訪問系サービス等の整備が十分でなかったことなどが要因として考えられます。

また、平成22年12月の障害者自立支援法の一部改正（平成24年4月施行）では、相談支援事業者を基本的な相談支援の他に、主に障害福祉サービスの利用支援を担う「指定特定相談支援事業者」と、主に地域移行・地域定着支援を担う「指定一般相談支援事業者」に区分してその役割を明確にするとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として「基幹相談支援センター」が位置づけられるなど、地域生活移行・地域定着支援を行う体制づくりが進められています。

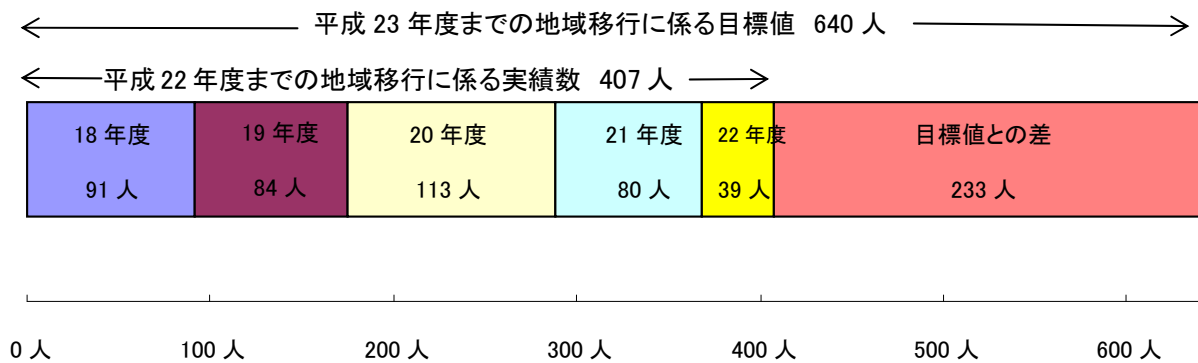
このため、第3期計画では、特にグループホームやケアホーム、短期入所（ショートステイ）の量的拡充、障害の重い人の地域生活を支援する障害福祉サービスの充実、地域で自立して安心して生活するための相談支援体制の充実等が急がれます。

【地域生活への移行状況】

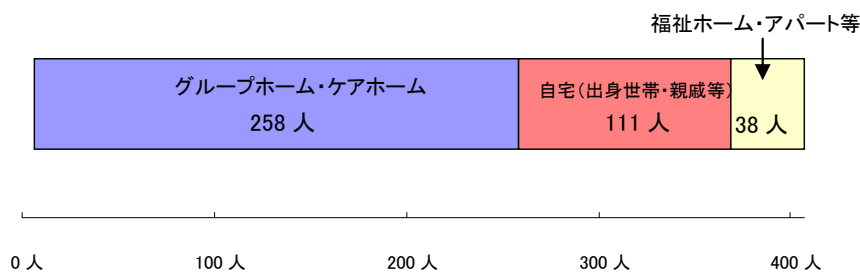
区 分	施 設 数	施設定員数	地域生活移行施設及び地域生活移行者数			
			平成 21 年度		平成 22 年度	
身体障害者療護施設(入所)	7 施設	378 人	4 施設	4 人	1 施設	1 人
身体障害者授産施設(入所)	1 施設	50 人	1 施設	5 人	1 施設	2 人
知的障害者更生施設(入所)	18 施設	1,220 人	13 施設	33 人	8 施設	11 人
知的障害者授産施設(入所)	0 施設	0 人	0 施設	0 人	0 施設	0 人
障害者支援施設	45 施設	2,774 人	15 施設	38 人	13 施設	25 人
合 計	71 施設	4,422 人	33 施設	80 人	23 施設	39 人

※ 施設数及び施設定員数は平成 23 年 4 月 1 日現在

【平成 23 年度の地域移行に係る目標値に対する達成状況】



【地域生活移行者累計 407 人の移行先内訳】



(2) 目標値の設定

平成 26 年度末における地域生活移行者数及び施設入所者数に関する具体的な数値目標を次のとおり設定し、地域生活を希望する施設入所者の計画的な移行を進めていきます。

国の基本指針では、第 1 期計画作成時点(平成 17 年 10 月 1 日現在。以下「第 1 期計画時点」という。)の施設入所者数の 3 割以上が平成 26 年度末の段階で地域生活へ移行するものとし、平成 26 年度末時点での施設入所者数を第 1 期計画時点の施設入所者数から 1 割以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいとされています。

県は第 1 期及び第 2 期計画で、これまでの地域生活移行の実績などを踏まえ地域生活移行者数の目標値を 15%とし、施設入所者数の削減目標数値は 7%としました。

第 3 期計画では、引き続き国の基本指針を踏まえ、下記のとおり目標値を設定します。なお、児童福祉法の改正により、これまで指定知的障害児施設等に入所していた 18 歳以上の入所者について、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として指定を受けて引き続き入所させることとした入所者数を除いて設定します。

平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数(A)		4,385 人
目 標 値	平成 26 年度末における施設入所者数(B)	3,946 人
	削減数(A-B)	439 人 (10. 0%)
	地域生活移行者数	1,316 人 (30. 0%)

(3) 目標達成のために必要と考えられる施策

地域生活への移行を進めるに当たっては、施設に入所している方が地域生活に魅力を感じられるような啓発活動を行うとともに、地域へ送り出す施設の取組と受け入れる地域の取組の両面からの支援や、住まいの場や日中活動の場などの社会資源の計画的な整備が必要です。また、地域で生活していくために、地域住民の障害や障害者に対する理解や、地域の相談支援体制による継続的な支援が不可欠です。

具体的には、住まいの場となるグループホームやケアホームについて整備の推進や人材の確保、利用者の金銭的負担を軽減するための支援を行うこと、障害の重い人についてもケアホームに見守りを含めた訪問系サービス等のサービスの組み合わせによる地域移行の推進が必要です。さらに、地域住民の理解を促進するための講

演会等の開催、ショートステイ等の緊急時に対応できる体制の整備、定期的な障害福祉サービス利用状況の見直し等、地域定着のための相談支援体制の充実が求められます。

(4) 本計画期間の取組

上記の目標を達成するための、本計画期間の取組は次のとおりです。

○ 入所施設の取組の強化

地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、施設入所中から移行後の地域生活を想定した日常生活、健康管理、金銭管理などの生活訓練を実施することが重要です。そのため、一人ひとりの状態・意向に合わせて個別支援計画を策定するサービス管理責任者に対して、研修（現任者研修）を実施するなど質の向上に努め、地域移行に向けた施設の取組を支援していきます。

○ 住まいの場の確保

福祉施設から地域に移行する際の住まいともなるグループホームやケアホームについては、他の都道府県と比較して人口当たりの整備率が非常に低く、在宅の障害のある人の需要も踏まえると潜在的な需要はより高いと考えられることから、平成26年度末の定員数を平成22年度末の定員数の2倍とすることを目標とします。整備を促進するとともに運営の安定を図るため、グループホームやケアホームを整備する場合の経費助成や県有地の貸付けを行うとともに、営利法人を除く法人等に対して運営費用の助成を引き続き行います。

さらに、グループホームやケアホームの利用者（利用者又は同一の世帯に属する配偶者が市町村民税を課税されている場合を除く。）の経済的負担を軽減するため、1万円を上限として家賃助成を行います。

また、公営住宅等のグループホームやケアホームへの活用を推進していくとともに、市町村の実施する福祉ホームの運営についても、引き続き支援していきます。

一般住宅へ入居する人への支援としては、市町村事業である住宅入居支援等事業（居住サポート事業）や愛知県あんしん賃貸支援事業の推進を図ります。

○ 日中活動の場の確保

NPO法人などの多様な事業主体の新規参入を促し、生活介護や就労継続支援などのサービスの拡充に努めます。また、ショートステイについては、単独設置のみならず、他のサービスとの併用設置や、入所施設等の空床を利用した設置など、様々な形態での量的な整備を促進します。さらに、医療機関の協力を得て医療的ケアを提供できる事業者や、精神障害を含む3障害に対応できる事業者等、質的な拡充も働きかけていきます。

○ 重症心身障害者の支援

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者が身近な地域で短期入所サービスを利用できるよう、福祉型短期入所事業所における受入れ体制の強化に対し助成を行います。

○ 地域における理解の促進

地域で暮らす障害のある人に対する地域住民の理解を促進するため、NPOとの協働による講演会の開催などの啓発活動を実施します。

○ 地域生活の相談支援体制の整備・充実

市町村では、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、労働、教育、医療等関連する分野の関係者等からなる自立支援協議会を活用し、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所間のネットワークや地域資源の整備、サービス等利用計画を踏まえた支援体制を確立していくためのシステムづくりを進めています。

県でこうしたシステムが円滑に機能するよう、相談支援に関するアドバイザーを設置し、地域では対応困難な事例や専門分野に係る助言や相談支援事業者のスキルアップに向けた指導を行うなど相談支援体制の充実を図っていきます。

(5) 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

必要入所定員総数とは、旧体系施設と新体系施設の入所者数を合算したもので、見込量の算定にあたっては、施設入所者の地域生活への移行数や施設入所者数の削減等を勘案しています。

平成 23 年 4 月 1 日現在における入所定員総数は、新体系の施設入所支援 2,764 人（45 施設）、また、旧体系の施設は、身体障害者療護施設 378 人（7 施設）、身体障害者授産施設 50 人（1 施設）、知的障害者更生施設（入所）1,220 人（18 施設）で、合計 4,412 人（71 施設）となっています。

平成 26 年度末までに平成 17 年 10 月 1 日時点施設入所者数の 1 割以上を削減することを基本とするという国の基本指針を踏まえ、本計画の計画期間の各年度における本県障害者支援施設の必要入所定員総数を、次のとおり設定します。

【指定障害者支援施設の必要入所定員総数】

(単位：人)

	平成 23 年 4 月 1 日現在の 施設入所者数	24 年度	25 年度	26 年度
必要入所定員総数	4,412	4,360	4,293	4,226

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

国は、平成 16 年 9 月に精神保健医療福祉改革ビジョンを示し、平成 24 年度までに、全国の精神科病院入院患者数 320,900 人のうち、受入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）約 6.9 万人が退院することを目指しています。

本県においても、社会的入院を余儀なくされている精神障害のある人の地域移行を積極的に進めていきます。

(1) 第 1 期及び第 2 期計画の評価

本県の精神科病院の入院患者で、平成 17 年 6 月末現在、10 年以上の長期にわたって入院している患者は、全体の約 30%を占めています。

また、県内の精神科病院に実態調査をしたところ、平成 18 年 6 月末現在、1,000 人の方が、退院可能精神障害者であることが分かりました。

この背景には、本人が退院を希望しても地域や家族の都合で受入れが極めて困難であったり、施設利用の希望があっても施設に空きがないなどにより入所できなかつたりと、地域における受入れ体制が十分に整っていない状況があります。

そのため県は、地域移行に関する専門家の養成研修や関係者の理解促進のための研修の実施、心のバリアフリー推進事業、こころの健康フェスティバルによる啓発活動等により、精神障害のある人の地域移行の促進を図ってきました。

また、各精神科病院における社会復帰に向けた取組も進み、平成 23 年 6 月の調査結果では、平成 22 年度中に精神科病院から退院し、地域生活に移行した精神障害のある人は、332 人になっています。

今後、より一層こうした人の地域移行を図るためには、退院後の総合的な地域生活支援のための取組が不可欠です。

【入院患者の動向（各年 6 月末現在）】

区 分	15 年	17 年	19 年	21 年	23 年
入院患者数（人）	12,955	12,660	12,265	12,171	11,925

※厚生労働省精神科病院調査（愛知県分）及び病院月報

【入院期間の状況（平成 21 年 6 月末現在）】

区 分	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	合計
入院患者数（人）	7,062	1,835	1,670	1,604	12,171
割合（％）	58.0	15.1	13.7	13.2	100.0

※ 厚生労働省精神科病院調査（愛知県分）

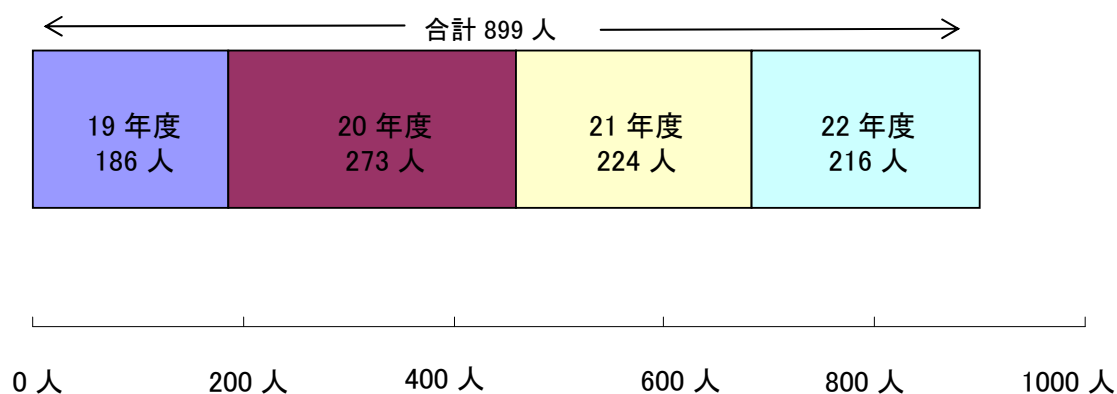
＜平成 22 年度に地域生活等に移行した者の退院先の状況＞

退院後の住 まいの場		人 数	割 合	退院後の住 まいの場	人 数	割 合
家 庭	（同居）	127 人	38.3%	老人関係施設	103 人	31.0%
	（単身）	31 人	9.3%			
アパート		11 人	3.3%	知的障害者施設	0 人	0.0%
グループホーム・ ケアホーム		31 人	9.3%	その他・不明	13 人	3.9%
生活訓練施設・ 福祉ホーム		16 人	4.8%	計	332 人	100.0%

※1 県内の精神科病院に 1 年以上入院していた患者で、平成 22 年 4 月 1 日から 23 年 3 月
末までの 1 年間に退院した者について、精神科病院を対象に調査を実施。

※2 退院した患者 1,509 人のうち、家族の受入困難や生活の場の確保が困難などの社
会的要因により入院していたものは 436 人で、そのうち、死亡、他の病院へ転院し
た 104 人を除くと 332 人となり、さらに施設・その他・不明の 116 人を除く 216
人が地域生活に移行。

【平成 22 年度までの地域生活への移行の状況】



(2) 目標値の設定

国の基本指針を踏まえ、第1期、第2期計画では、平成24年度末までに全ての社会的入院を余儀なくされている精神障害のある人の退院を目指し、精神科病院に入院中の退院可能精神障害者について、平成23年度末までの退院者数として835人の目標値を定めました。しかし、厚生労働省において「退院可能精神障害者」は抽象的であり、客観的に分析・評価することが難しいとされたため、第3期計画においては次のとおり新たな目標値を設定し、取組を進めていきます。

【目標値】

① 1年未満の入院者の平均退院率

平成26年度における平均退院率を76%とする。

(平成20年6月30日調査(73.7%)比で3.2%相当分の増加：国の平成26年度の目標値と同じ数値)

② 5年以上かつ65歳以上の退院者数

平成26年度における5年以上かつ65歳以上の年間退院者数を____人とする。

(平成22年度と同退院者数より20%増加)

[※平成22年度の「5年以上かつ65歳以上の退院者数」を年内に調査のうえ、数値を設定]

③ 認知症に関する目標値

(国の目標値の考え方の提示を待って後日設定予定)

(3) 目標達成のために必要と考えられる施策

目標を達成するに当たっては、退院に対する入院者の意識を高めることや家族の理解及び協力を得ること、送り出す病院側と受け入れる地域との連絡調整や、移行後もその地域で安心して生活できるように支援するシステムづくりが必要です。

具体的には地域移行した後の生活を支えていくために、グループホームやケアホーム等の住まいの場、日中活動の場、訪問系サービス、ショートステイなどの社会資源を計画的に整備していくことや、入院中から、地域移行の準備に向けた日中活動の体験利用や宿泊体験、退院後の住居の確保の支援や退院後の生活に関わる機関との連絡調整等が考えられます。

また、日中活動の場や訪問系サービス、短期入所サービスなど、精神障害のある人を対象とするサービス事業者や人材を確保し、地域で精神障害のある人が生活していくためには、地域住民及び障害福祉サービス事業者の理解や協力が不可欠です。

さらに、地域移行後も医師や精神保健福祉士など多職種からなるチームが訪問するなど、地域定着のための支援が求められます。

(4) 本計画期間の取組

上記の目標を達成するための、本計画期間の取組は次のとおりです。

○ 地域における理解の促進

地域における精神障害についての理解は、いまだ十分とは言えない状況であることから、精神障害についての基本的な情報の提供や精神障害のある人との交流等を通じて正しい理解を深めるために、市町村や関係団体とともに、引き続き、こころの健康フェスティバルを開催していきます。

また、NPOと協働し、精神障害に対する偏見をなくすための講演会を開催し、理解の促進に努めます。

○ 地域移行に向けた支援

県は、入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、平成19年度から精神障害者地域移行支援事業（精神障害者社会復帰促進（地域生活支援）事業）を相談支援事業者に委託して実施してきました。

この事業が、平成24年度から、障害者自立支援法に基づく相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）として位置付け、個別給付化されたことから、「指定一般相談支援事業者」が、病院や関係機関との連絡調整や準備のための外出への同行や入居支援を行い、地域移行に向けた支援や継続的な相談支援を行います。

県は、地域移行支援事業で得たノウハウを活用し、相談支援事業者が入院中の精神障害のある人の地域移行にスムーズに取り組めるように支援していきます。

○ 住まいの場の確保

住まいの場の確保では、家庭、アパート等の家主、グループホーム等移行先との調整が重要ですが、この役割を担う相談支援事業者が地域関係機関と連携するための支援を市町村とともに推進していきます。なお、グループホームやケアホームの整備等については、「第4章 1(4) ○住まいの場の確保」に記述があるとおり、運営費用の助成等を行っていきます。

○ 日中活動の場の確保

創作的活動・生産活動や交流活動の機会を提供する場の確保は一定程度進んだものの、地域によって格差があることから、障害福祉サービス事業者に対して精神障害のある人も対象とするように一層働きかけていきます。

○ 地域定着のための支援

地域移行した精神障害のある人ができる限り再入院することなく地域生活を継続していくためには、病状が不安定になった場合等に適切な支援を行うことが重要となります。そのために一定期間、医療、保健、福祉の各分野の支援を包括的に行うため、医師、看護師、精神保健福祉士等多職種によって構成されるチーム

を医療機関に配置して、往診を含む訪問活動を実施する精神障害者地域定着支援事業を行います。

3 福祉施設から一般就労への移行

障害のある人の一般就労は、自立した地域生活を安定かつ継続的に営んでいく上で重要な要素です。

平成 18 年 4 月には、精神障害のある人に対する雇用対策の強化、在宅就業者に対する支援、福祉施設との有機的な連携を柱とする障害者雇用促進法の改正が行われ、さらに平成 21 年には中小企業における障害のある人の雇用の促進を図るための同法の改正が行われて、障害のある人への就労支援策の拡充が図られました。

また、国の障害者基本計画の重点施策実施 5 年計画及び地方自治法施行令の改正により、福祉施設などの受注を増やすための措置も講じられています。

県は、就労移行支援事業等の実施や労働施策との連携を通じて、一般就労への移行を積極的に進めるとともに、障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の工賃水準を改善し、地域で自立した生活が送れるよう、福祉施設利用者の就労意欲の向上に取り組んでいきます。

◆ 福祉施設利用者とは、次の施設・事業の利用者を指します。

旧 体 系 施 設	身体障害者施設	更生施設、療護施設、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設
	知的障害者施設	更生施設（入所・通所）、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設
	精神障害者施設	生活訓練施設、授産施設（入所・通所）、福祉工場、小規模通所授産施設
新体系サービス		生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）の各事業

※「一般就労に移行した者」とは、一般企業へ就職した者、在宅就労した者、自ら起業した者をいい、就労継続支援（A 型）、福祉工場の利用者になった者を除く

(1) 第 1 期及び第 2 期計画の評価

本県において、福祉施設から一般就労へ移行した人は、平成 18 年度 126 人、19 年度 169 人、20 年度 165 人、21 年度 161 人、22 年度 308 人と増えています。

特別支援学校高等部卒業生の進路動向を見ると、全国平均に比べ、福祉施設等の利用割合は低く、就職割合が高くなっています。

【特別支援学校高等部卒業生の状況（平成 22 年 5 月 1 日現在）】

区 分	愛 知 県	全 国
福祉施設等の利用割合（％）	57.3	65.5
就 職 割 合（％）	33.9	23.6

一方、受入れ側となる民間企業の状況に目を向けると、平成23年6月現在の障害のある人の実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合は、1.59%と42.8%で、ともに全国平均を下回っています。

【民間企業における障害者の実雇用率（平成23年6月1日現在）】

区 分	愛 知 県	全 国
実 雇 用 率 (%)	1.59	1.65
法定雇用率達成企業 (%)	42.8	45.3

平成22年度に実施した愛知県障害者基礎調査では、障害のある人が会社などで働く、または働き続けるために必要だと思う配慮として、「障害のことを理解する会社などがあること」や「職場の人たちが障害のことを理解すること」、「障害者の就労について、積極的に進める職場や地域が増えること」の割合が高くなっています。

このため、引き続き、労働・教育・医療等の関係機関と民間企業等が連携を密にし、障害に関する理解を深めるとともに、障害のある人やその家族等に対しては、一般就労や雇用支援策に関する情報の提供を行い、障害のある人の一般就労を進めていく必要があります。

【福祉施設からの一般就労移行者の状況について（平成 22 年度）】

<身体障害者施設> 2 施設 2 人（平成 21 年度 2 人）

	福祉工場
施設数	2
就労者数	2 人

<知的障害者施設> 9 施設 14 人（平成 21 年度 22 人）

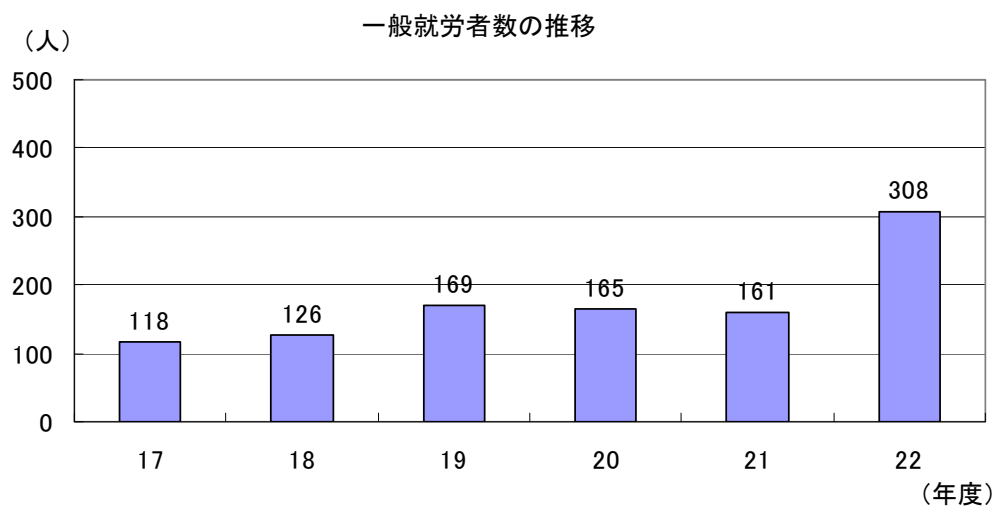
	通所更生施設	通所授産施設
施設数	2	7
就労者数	2 人	12 人

<精神障害者施設> 4 施設 9 人（平成 21 年度 10 人）

	通所授産施設	小規模通所授産施設
施設数	3	1
就労者数	8 人	1 人

<新体系施設> 92 施設 283 人（平成 21 年度 127 人）

	就労移行支援	就労継続支援		生活介護	自立訓練	
		A 型	B 型		機能訓練	生活訓練
施設数	47	11	27	4	1	2
就労者数	205 人	23 人	42 人	4 人	3 人	6 人



(2) 目標値の設定

国の基本指針では、平成 26 年度における、福祉施設から一般就労への移行者数を、第 1 期計画時点の 4 倍以上とすることが望ましいとされています。

第 1 期計画では、平成 17 年度の本県における福祉施設から一般就労への移行状況は、全国平均とほぼ同水準にあったことから、国の基本指針同様、平成 17 年度実績（118 人）の 4 倍に相当する 480 人を平成 23 年度における年間一般就労移行者数の目標値としました。

第 2 期計画では、同数を目標値として達成に向けて一般就労への移行を推進したところ、平成 22 年度には法定雇用障害者数の算定対象に短時間労働者が追加されたこともあって過去最高の就労者数（308 人）となりました。

については、第 3 期計画においても、引き続き 480 人を平成 26 年度の目標として取り組みます。

【福祉施設利用者の年間一般就労移行者数】

平成 17 年度一般就労移行者数	118 人
目 標 値	平成 26 年度における 年間一般就労移行者数 480 人 (17 年度実績比 4 倍)

また、国の基本指針では、福祉施設における就労支援を強化する観点から平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち 3 割は就労継続支援（A 型）を利用することを目指すとされています。

これを受けて県の目標値は、平成 26 年度末の福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者数を 4,500 人、同時点の就労継続支援事業利用者に占める就労継続支援（A 型）事業利用者数を 2,100 人と設定して、取り組みます。

【福祉施設利用者に占める就労移行支援事業利用者数】

平成 26 年度末福祉施設利用者数	22,330 人
目 標 値	平成 26 年度末における 就労移行支援事業利用者数 4,500 人 (福祉施設利用者の 2 割)

【就労継続支援事業利用者に占める就労継続支援（A型）事業利用者数】

平成 26 年度末就労継続支援利用者数		6,947 人
目 標 値	平成 26 年度末における 就労継続支援 A 型利用者数	2,100 人 (就労継続支援利用者の 3 割)

(3) 本計画期間の取組

○ 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援

福祉施設における一般就労に向けた取組を強化するため、生産活動の指導や職場探し、職場定着支援などの取組を促進していきます。

○ 就労移行支援事業者の確保

特に就労移行支援については、事業所内や企業における活動や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着の支援等を行う就労移行支援事業に取り組む事業者の育成と確保を図ります。

また、障害のある人が職場に適應できるよう職場に出向いての直接支援を行ったり、事業主や職場の従業員に対して、障害のある人の職場適應に必要な助言や職場環境の改善を提案する職場適應援助者（ジョブコーチ）の配置について就労移行支援事業者に働きかけていきます。

○ 職業能力開発支援

県の障害者職業能力開発施設において障害者のニーズに対応した実践的かつ効果的な訓練の実施に努めるとともに、企業、社会福祉法人、NPO法人などを活用した多様な委託訓練の充実を図っていきます。

○ 企業等に対する働きかけ・支援

障害者雇用に対する事業主等の理解と協力を得るため、事業主等を対象としたセミナーの開催など障害者雇用に関する周知・啓発や、障害者就職面接会の開催などを行うとともに、一層の雇用促進を図るために雇用率未達成企業への働きかけを実施していきます。また、障害者就業・生活支援センターと地域経済団体等との連携を強化していきます。

○ 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等

障害の状況等により一般就労へ移行することが困難な人の働く場を確保するため、就労継続支援事業者の確保及び育成に努めていきます。

また、近年の厳しい経済環境の影響もあって十分な成果はまだ出ていませんが、工賃向上施策の推進、官公需の優先発注の促進等により、福祉施設利用者の工賃水準の改善、就労意欲の向上を図るとともに、技術習得を高めるなどの一般就労へつながる取組も引き続き推進していきます。

障害のある人の就労については全国的にも福祉施設利用者の工賃水準が低いため、官民一体となって障害者の福祉的就労の底上げを行う必要があります、このため販路拡大や業務改善等を支援する経営コンサルタント等の派遣及び福祉施設等の職員研修の実施等により工賃向上のための取組を推進し、障害のある人の地域での経済的な自立を図っていきます。

【障害者多数雇用事業所への県有物品等優先発注の状況】

年 度	件 数	金 額 (千円)
平成 20 年度	756 件	189,583
平成 21 年度	661 件	168,180
平成 22 年度	268 件	80,185

【福祉施設の平均月額工賃の状況（平成 22 年度）】 平均工賃額：13,537 円

区 分	就労継続支援事業（B型）	身体障害者授産施設	知的障害者授産施設	精神障害者授産施設
平 均（円）	14,126	25,280	11,605	11,156
最 高（円）	43,395	59,730	50,150	20,140
最 低（円）	1,476	3,548	2,126	2,280

※平成 23 年 5 月に行った平成 22 年度工賃月額調査で回答のあった 220 施設の状況

【生産活動の主な内容】

自主事業	縫製品、陶芸品、菓子類、農作物、名刺・はがき等作成（牛乳パック等）、EMボカシ（肥料）、クリーニング、印刷、喫茶 等
受託事業	自動車部品等の組立て、製品の仕上げ（バリ取り）、箱の組立て、箱詰め、袋詰め、ラベル貼り、清掃 等 (民間企業以外に市町村リサイクル事業の下請を行う福祉施設もある。)

○ 労働関係機関の就労支援策の活用

福祉施設から一般就労への移行を促進していくためには、職業相談・職業紹介を実施する公共職業安定所（ハローワーク）を始め、専門的な職業リハビリテーションを行う愛知障害者職業センター、就労と生活の両面から支援を行う障害者就業・生活支援センターなどの支援や、それらの機関が実施する障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）、委託訓練事業等の雇用施策を、障害のある人に積極的に活用していただくことが必要です。

○ 関係機関との連携強化

様々な就労支援策が活用されるように、愛知労働局や愛知障害者職業センター等労働関係機関との連携を強化し、地域における関係機関のネットワーク化を進めるとともに、情報提供に努めます。

県は、平成 26 年度における障害者雇用に関する数値目標を次のとおり設定し、関係機関と連携しながら、福祉施設から一般就労への計画的かつ着実な移行を進めていきます。

平成 26 年度の目標	目標値	平成 22 年度利用状況	
公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数 (福祉施設から一般就労へ移行するすべての者が公共職業安定所を経由する)	480 件	188 件	61.0%
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち 3 割が受講する)	144 人	8 人	2.6%
障害者試行雇用事業(トライアル雇用)の開始者数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち 5 割が利用する)	240 人	70 人	22.7%
職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援対象者数 (福祉施設から一般就労へ移行する者のうち 5 割が利用する)	240 人	53 人	17.2%
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数 (福祉施設から一般就労へ移行するすべての者が障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける)	480 人	60 人	19.5%
障害者就業・生活支援センターの設置か所数 (障害保健福祉圏域に 1 か所を目途に設置する)	12 か所		

※1 目標数値は、国の基本指針等を準用

※2 利用状況の割合は、22 年度一般就労移行者数 308 人に対する利用割合 (%)

【平成 22 年度の施設区分別就労支援策利用状況】

施設区分	旧体系施設						新体系施設	
	身体障害者施設		知的障害者施設		精神障害者施設			
22年度一般就労移行者数	2人		14人		9人		283人	
公共職業安定所経由	0件	0%	9件	64.3%	2件	22.2%	177件	62.5%
委託訓練事業受講者数	0人	0%	1人	7.1%	0人	0%	7人	2.5%
トライアル雇用の開始者数	0人	0%	2人	14.3%	1人	11.1%	67人	23.7%
ジョブコーチによる支援者数	0人	0%	5人	35.7%	1人	11.1%	47人	16.6%
センター事業の支援対象者数	0人	0%	7人	50.0%	3人	33.3%	507人	17.7%

〈参考数値〉

委託訓練事業、障害者試行雇用事業（トライアル雇用）、職場適応援助者（ジョブコーチ）の利用状況（福祉施設利用者を含む県全体の数値）

【委託訓練事業の受講者数】

区分	21年度	22年度
委託訓練事業の受講者数（人）	440	446

【障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の開始者数】

区分	21年度	22年度
障害者試行雇用事業開始者数（人）	312	308

【職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援対象者数】

区分	21年度	22年度
職業適応援助者支援対象者数（人）	82	99

福祉施設を利用している障害者が就職・定着するまでの標準的な支援

